





員をいう。

3 この表において「企業職給料表 5 級又は 6 級職員等」とは、企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級又は 6 級であるもの及び企業職給料表（看）の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるものをいう。

4 高齢職員以外の職員で昇給区分がやや良好でないに決定されたもののうち、管理者が別に定める職員の昇給の号俸数は、3 とする。

ロ 企業職給料表 7 級以上職員昇給号俸数表

	昇給区分			
	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給の号俸数	1 又は 2	0	0	0

備考

この表は、企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるものに適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和八年四月一日（以下この項において「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の仙台市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程第十一条又は第十二条の規定を適用する。

(水道局総務部総務課)